

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 前中間連結会計期間末 (令和2年9月30日現在) | 当中間連結会計期間末 (令和3年9月30日現在) |
|--------------------|----|-----------------------------|------------------------------|
| | | 金額 | 金額 |
| (資産の部) | | | |
| 現金預け金 | | 395,714 | *7. 415,719 |
| コールローン及び買入手形 | | 7,406 | 2,182 |
| 商品有価証券 | | 5 | 0 |
| 金銭の信託 | | 9,997 | 9,990 |
| 有価証券 | | 565,280 | *1.*7.*11. 611,498 |
| 貸出金 | | 1,491,688 | *2.*3.*4.*5.*6.*8. 1,513,818 |
| 外国為替 | | 772 | *6. 497 |
| その他資産 | | 28,908 | *7. 29,464 |
| 有形固定資産 | | 22,482 | *9.*10. 22,303 |
| 無形固定資産 | | 1,706 | 2,819 |
| 退職給付に係る資産 | | - | 753 |
| 繰延税金資産 | | 2,719 | 2,778 |
| 支払承諾見返 | | 4,100 | 3,897 |
| 貸倒引当金 | | △6,872 | △9,903 |
| 資産の部合計 | | 2,523,911 | 2,605,822 |
| (負債の部) | | | |
| 預金 | | 2,097,698 | *7. 2,162,738 |
| 借入金 | | 277,815 | *7. 295,890 |
| 外国為替 | | 111 | 68 |
| その他負債 | | 6,008 | *7. 5,788 |
| 賞与引当金 | | 448 | 438 |
| 退職給付に係る負債 | | 2,691 | 41 |
| 役員退職慰労引当金 | | 1 | 1 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | | 327 | 249 |
| 偶発損失引当金 | | 450 | 435 |
| 繰延税金負債 | | 10 | 9 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | | 2,066 | *9. 2,063 |
| 支払承諾 | | 4,100 | 3,897 |
| 負債の部合計 | | 2,391,730 | 2,471,622 |
| (純資産の部) | | | |
| 資本金 | | 38,653 | 38,653 |
| 資本剰余金 | | 17,500 | 17,500 |
| 利益剰余金 | | 65,792 | 67,426 |
| 自己株式 | | △258 | △217 |
| 株主資本合計 | | 121,687 | 123,363 |
| その他有価証券評価差額金 | | 7,758 | 6,372 |
| 土地再評価差額金 | | 2,276 | *9. 2,290 |
| 退職給付に係る調整累計額 | | △228 | 1,473 |
| その他の包括利益累計額合計 | | 9,807 | 10,136 |
| 新株予約権 | | 240 | 199 |
| 非支配株主持分 | | 445 | 499 |
| 純資産の部合計 | | 132,180 | 134,199 |
| 負債及び純資産の部合計 | | 2,523,911 | 2,605,822 |

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

① 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|--------------------|----|--|--|
| | | 金額 | 金額 |
| 経常収益 | | | |
| 経常収益 | | 18,527 | 20,132 |
| 資金運用収益 | | 11,554 | 11,862 |
| (うち貸出金利息) | | (9,528) | (9,367) |
| (うち有価証券利息配当金) | | (1,960) | (2,376) |
| 役員取引等収益 | | 2,822 | 3,104 |
| その他業務収益 | | 768 | 1,312 |
| その他経常収益 | | 3,382 | *1. 3,852 |
| 経常費用 | | | |
| 経常費用 | | 15,733 | 16,592 |
| 資金調達費用 | | 135 | 108 |
| (うち預金利息) | | (127) | (91) |
| 役員取引等費用 | | 1,773 | 1,773 |
| その他業務費用 | | 725 | 190 |
| 営業経費 | | 10,152 | *2. 9,965 |
| その他経常費用 | | 2,947 | *3. 4,554 |
| 経常利益 | | 2,794 | 3,539 |
| 特別利益 | | | |
| 特別利益 | | 0 | 63 |
| 固定資産処分益 | | 0 | 63 |
| 特別損失 | | | |
| 特別損失 | | 123 | 170 |
| 固定資産処分損 | | 4 | 2 |
| 減損損失 | | 118 | *4. 168 |
| 税金等調整前中間純利益 | | 2,671 | 3,432 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 699 | 998 |
| 法人税等調整額 | | 247 | 236 |
| 法人税等合計 | | 946 | 1,234 |
| 中間純利益 | | 1,724 | 2,198 |
| 非支配株主に帰属する中間純利益 | | 13 | 24 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | 1,710 | 2,173 |

② 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|----------------|----|--|--|
| | | 金額 | 金額 |
| 中間純利益 | | 1,724 | 2,198 |
| その他の包括利益 | | 1,958 | △1,803 |
| その他有価証券評価差額金 | | 1,995 | △1,664 |
| 退職給付に係る調整額 | | △36 | △139 |
| 中間包括利益 | | 3,682 | 395 |
| (内訳) | | | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | | 3,667 | 373 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | | 15 | 21 |

中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | 株主資本利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-----------------------|--------|--------|-----------|-------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 38,653 | 17,501 | 65,703 | | △235 | 121,623 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,670 | | | △1,670 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | 1,710 | | | 1,710 |
| 自己株式の処分 | | △10 | | | 108 | 97 |
| 自己株式の取得 | | | | | △131 | △131 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 57 | | | 57 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 9 | △9 | | | - |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | △1 | 88 | | △22 | 64 |
| 当中間期末残高 | 38,653 | 17,500 | 65,792 | | △258 | 121,687 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 5,765 | 2,334 | △191 | 7,908 | 311 | 429 | 130,273 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,670 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | | | | | 1,710 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 97 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △131 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | 57 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 1,993 | △57 | △36 | 1,898 | △71 | 15 | 1,843 |
| 当中間期変動額合計 | 1,993 | △57 | △36 | 1,898 | △71 | 15 | 1,907 |
| 当中間期末残高 | 7,758 | 2,276 | △228 | 9,807 | 240 | 445 | 132,180 |

当中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | 株主資本利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
|-----------------------|--------|--------|-----------|-------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 38,653 | 17,500 | 66,576 | | △304 | 122,425 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △11 | | | △11 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 38,653 | 17,500 | 66,565 | | △304 | 122,414 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,298 | | | △1,298 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | 2,173 | | | 2,173 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | | 87 | 88 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | △14 | | | △14 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | 0 | 861 | | 87 | 949 |
| 当中間期末残高 | 38,653 | 17,500 | 67,426 | | △217 | 123,363 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-----------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 8,033 | 2,276 | 1,612 | 11,922 | 265 | 490 | 135,103 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | △11 | △23 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 8,033 | 2,276 | 1,612 | 11,922 | 265 | 478 | 135,080 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △1,298 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | | | | | | | 2,173 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 88 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | △14 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △1,661 | 14 | △139 | △1,786 | △66 | 21 | △1,830 |
| 当中間期変動額合計 | △1,661 | 14 | △139 | △1,786 | △66 | 21 | △881 |
| 当中間期末残高 | 6,372 | 2,290 | 1,473 | 10,136 | 199 | 499 | 134,199 |

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日) |
|-------------------------|----|--|--|
| | | 金額 | 金額 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益 | | 2,671 | 3,432 |
| 減価償却費 | | 647 | 677 |
| 減損損失 | | 118 | 168 |
| 貸倒引当金の増減(△) | | 999 | 1,195 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | | 7 | 5 |
| 退職給付に係る負債の増減額(△は減少) | | △313 | △604 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | | 0 | △0 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減(△) | | △41 | △38 |
| 偶発損失引当金の増減額(△は減少) | | △43 | 70 |
| 資金運用収益 | | △11,554 | △11,862 |
| 資金調達費用 | | 135 | 108 |
| 有価証券関係損益(△) | | △1,249 | △2,462 |
| 金銭の信託の運用損益(△は運用益) | | 1 | △0 |
| 為替差損益(△は益) | | 114 | △63 |
| 固定資産処分損益(△は益) | | 2 | △61 |
| 固定資産売却損益(△は益) | | 2 | - |
| 商品有価証券の純増(△)減 | | 9 | 0 |
| 貸出金の純増(△)減 | | △35,558 | △10,997 |
| 預金の純増減(△) | | 115,887 | 57,893 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) | | 105,202 | △2,825 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減 | | 46 | 127 |
| コールローン等の純増(△)減 | | △2,758 | 1,526 |
| コールマネー等の純増減(△) | | △27,000 | - |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | | △220 | 1,430 |
| 外国為替(負債)の純増減(△) | | 91 | 35 |
| 資金運用による収入 | | 11,640 | 11,403 |
| 資金調達による支出 | | △138 | △120 |
| その他の | | △67 | △537 |
| 小計 | | 158,631 | 48,503 |
| 法人税等の支払額 | | △1,506 | △594 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 157,124 | 47,908 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △47,414 | △112,811 |
| 有価証券の売却による収入 | | 12,788 | 53,878 |
| 有価証券の償還による収入 | | 35,028 | 44,663 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △385 | △293 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △292 | △178 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 53 | 315 |
| 資産除去債務の履行による支出 | | △1 | △1 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △222 | △14,428 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 配当金の支払額 | | △1,670 | △1,298 |
| 自己株式の取得による支出 | | △131 | △0 |
| ストックオプションの行使による収入 | | 0 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △1,802 | △1,298 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | | 155,099 | 32,181 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 239,916 | 382,887 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | | 395,016 | ※1. 415,069 |

■注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
会社名
東和銀リース株式会社 東和カード株式会社
- (2) 非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
会社名
東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合
東和地域活性化投資事業有限責任組合
東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年~50年
その他 3年~20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
②無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における

平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,414百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当中間連結会計期間の貸倒引当金は、現時点で入手可能な新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりますが、今後も政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている一部の業種については、新型コロナウイルス感染症収束後の業績回復に時間を要する可能性があることから、当該業種の一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、前連結会計年度末に貸倒引当金を追加計上しております。

当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び感染拡大等に伴う取引先への影響が変化した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「4.(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載した内容から重要な変更はありません。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これらについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日)に基づき繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが軽減されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金が11百万円減少し、非支配株主持分が11百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微です。
(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間連結財務諸表に与える重要な影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごと

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
 - 株式 100万円
 - 出資金 950万円
- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
 - 破綻先債権額 1,049百万円
 - 延滞債権額 36,157百万円
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
 - 3ヵ月以上延滞債権額 100万円
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
 - 貸出条件緩和債権額 1,892百万円
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 - 合計額 39,099百万円
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 - 4,120百万円
- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 - 担保に供している資産
 - 現金預け金 15百万円
 - 有価証券 299,441百万円
 - その他資産 25百万円
 - 計 299,482百万円
 - 担保資産に対応する債務
 - 預金 10,704百万円
 - 借入金 290,300百万円
 - その他負債 230百万円
 上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
 - 有価証券 32,540百万円
 - その他資産 15,600百万円
 また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 - 保証金 528百万円
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 - 融資未実行残高 197,911百万円
 - うち契約残存期間が1年以内のもの 176,913百万円
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、実行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出してあります。
 - 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,654百万円
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額
 - 減価償却累計額 26,209百万円
- ※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 489百万円

(中間連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
 - 株式等売却益 1,821百万円
- ※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
 - 給料・手当 5,614百万円

- ※3. 退職給付費用 △38百万円
- ※4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
 - 貸倒引当金繰入額 2,530百万円
- ※5. 以下の資産について減損損失を計上しております。(グループビンの方法)
 - 営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグループビングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。(減損損失を認識した資産または資産グループ)
 - 群馬県内
 - 主な用途 営業店舗5店舗
 - 種類 土地建物等
 - 減損損失額 168百万円
 - (減損損失の認識に至った経緯)
 - 地価の下落及び使用方法の変更により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額168百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。(回収可能価額)
 - 回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 | 当中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 期首株式数(千株) | 増加株式数(千株) | 減少株式数(千株) | 期末株式数(千株) |
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 37,180 | - | - | 37,180 |
| 第二種優先株式 | 7,500 | - | - | 7,500 |
| 合計 | 44,680 | - | - | 44,680 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 381 | 0 | 109 | 272(注) |
| 第二種優先株式 | - | - | - | - |
| 合計 | 381 | 0 | 109 | 272 |

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | 当中間連結会計期間末残高(百万円) |
|----|---------------------|------------------|--------------------|----------------|-------------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当中間連結会計期間増加 減少 | |
| 当行 | ストック・オプションとしての新株予約権 | | - | - | 199 |
| 合計 | | | - | - | 199 |

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------|---------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 令和3年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,103 | 30 | 令和3年3月31日 | 令和3年6月25日 |
| | 第二種優先株式 | 194 | 25.92 | 令和3年3月31日 | 令和3年6月25日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------|------------|
| 現金預け金勘定 | 415,719百万円 |
| 定期預け金 | △60百万円 |
| その他 | △589百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 415,069百万円 |

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 69百万円 |
| 1年超 | 336百万円 |
| 合計 | 406百万円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

| | 中間連結貸借 対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|------------------|-----------|-------|
| (1) 有価証券 | 600,614 | 600,821 | 207 |
| 満期保有目的の債券 | 408 | 615 | 207 |
| その他有価証券 | 600,206 | 600,206 | - |
| (2) 貸出金 | 1,513,818 | | |
| 貸倒引当金(*) | △9,803 | | |
| | 1,504,014 | 1,506,832 | 2,817 |
| 資産計 | 2,104,629 | 2,107,653 | 3,024 |
| (1) 預金 | 2,162,738 | 2,162,826 | 87 |
| (2) 借入金 | 295,890 | 295,790 | △99 |
| 負債計 | 2,458,628 | 2,458,616 | △11 |

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位: 百万円)

| 区 分 | 令和3年9月30日 |
|--------------|-----------|
| 非上場株式(*) (2) | 1,009 |
| 組合出資金(*) (3) | 9,875 |

(*) (1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*) (2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*) (3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 百万円)

| 区 分 | 時 価 | | | 合 計 |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 国債・地方債等 | 61,041 | 125,126 | - | 186,168 |
| 社債 | - | 197,912 | 20,082 | 217,995 |
| 株式 | 9,578 | 831 | - | 10,410 |
| その他 | - | 106,085 | - | 106,085 |
| 資産計 | 70,620 | 429,956 | 20,082 | 520,659 |

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は79,546百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位: 百万円)

| 区 分 | 時 価 | | | 合 計 |
|-----------|------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| その他 | - | 615 | - | 615 |
| 貸出金 | - | - | 1,506,832 | 1,506,832 |
| 資産計 | - | 615 | 1,506,832 | 1,507,447 |
| 預金 | - | 2,162,826 | - | 2,162,826 |
| 借入金 | - | 295,790 | - | 295,790 |
| 負債計 | - | 2,458,616 | - | 2,458,616 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。

私算債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預 金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
レベル3に分類される金融商品はありますが、重要性が乏しいため記載していません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

営業経費 22百万円

2. ストック・オプションの内容

| | 令和3年ストック・オプション |
|---------------------------|-------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の社外取締役を除く取締役4名、 当行執行役員9名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1) | 当行普通株式 99,960株 |
| 付与日 | 令和3年8月10日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は付されていない。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはない。 |
| 権利行使期間 | 自令和3年8月11日 至令和28年8月10日 |
| 権利行使価格(注)2 | 1円 |
| 付与日における公正な評価単価(注)2 | 402.4円 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株当たり換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|--------|
| 期首残高 | 279百万円 |
| 時の経過による調整額 | 2百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △0百万円 |
| 期末残高 | 280百万円 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 百万円)

| | |
|-----------------|--------|
| 役務取引等収益 | 3,043 |
| その他経常収益 | 31 |
| 顧客との契約から生じる経常収益 | 3,074 |
| 上記以外の経常収益 | 17,057 |
| 外部顧客に対する経常収益 | 20,132 |

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| | |
|-----------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 3,210円66銭 |
| (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。 | |
| 純資産の部の合計額 | 134,199百万円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 15,699百万円 |
| 優先株式の払込金額 | 15,000百万円 |
| 定時株主総会決議による優先配当額 | －百万円 |
| 新株予約権 | 199百万円 |
| 非支配株主持分 | 499百万円 |
| 普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 | 118,499百万円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数 | 36,908千株 |

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

| | |
|------------------------|----------|
| (1) 1株当たり中間純利益 | 58.97円 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 2,173百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 | 2,173百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 36,857千株 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 | 34.94円 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益調整額 | －百万円 |
| 普通株式増加数 | 25,346千株 |
| 優先株式 | 25,044千株 |
| 新株予約権 | 301千株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

■当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自令和2年4月1日 至令和2年9月30日)及び当中間連結会計期間(自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

連結リスク管理債権

連結リスク管理債権額

(単位：百万円)

| 区分 | 令和2年9月末 | 令和3年9月末 |
|------------|---------|---------|
| 破綻先債権額 | 1,060 | 1,049 |
| 延滞債権額 | 30,597 | 36,157 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | － | － |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,312 | 1,892 |
| 合計 | 33,970 | 39,099 |

(参考) 連結リスク管理債権は、銀行法施行規則第19条の3に基づき区分しております。